

# 労災保険指定医療機関指定の申請の手続きについて

## ○ 新規に指定申請を行う場合に必要な書類は次のとおりです。

1. 様式第1号「労災保険指定医療機関指定申請書」
2. 病院にあっては開設許可証、診療所にあっては開設許可証もしくは届出書の写し
3. 様式第2号（表面）「病院（診療所）施設等概要書」
4. 様式第2号（裏面）「病院（診療所）の所在地略図及び平面図」
5. 中国四国厚生局島根事務局長（島根県知事）届出事項に係る届出書（届出番号が記載されているもの）の写し
6. 診機様式第20号、第21号「労災指定病院等登録（変更）報告書」

※なお、併せて労災保険二次健診等給付医療機関の指定を受けることを希望される場合は、6の「労災指定病院等登録（変更）報告書」は一部提出いただければ結構です。その際、「指定コード」の記載にはご注意下さい。二次健診等費用の振込口座が労災診療費と異なる場合には、診機様式第21号「労災指定病院等登録（変更）報告書」の「口座関係2（二次健診等費用）」欄のご記入もお願いいたします。

## ○ 新規指定申請にあたっての留意事項について

指定申請書等を受理した上で、指定の適否を審査した後に決定通知を行いますので、早期の指定を希望される場合は申請書等の関係書類をできるだけ早めにご提出願います。

また、申請書等については直接当局労災補償課あてにご提出下さい。

## ○ 指定日等の取扱いについて

指定に係る審査処理には所要の期間を要しますのでご理解願います。

## ○ 指定申請にあたっての照会先について

〒690-0841  
松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階  
島根労働局 労働基準部労災補償課 医療係  
TEL 0852-31-1159